

石狩振興局管内における野鳥監視重点区域の解除について

令和5年(2023年)5月18日(木)

<概要>

- 札幌市中央区北海道大学構内で回収された死亡野鳥及び哺乳類の死亡個体でA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されたこと又は高病原性鳥インフルエンザへの感染が確認されたことに伴い、環境省が指定した一部が重複する8か所の野鳥監視重点区域(各回収地点から半径10km以内)は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、5月17日(水)24時に解除※されました。

鳥獣の種類	回収日	鳥獣の種類	回収日
ハシブトガラス	3/13	ハシブトガラス	4/4
ハシブトガラス	3/16	ハシブトガラス	4/11
ハシブトガラス	3/22	キツネ	4/12
ハシブトガラス	3/30	ハシブトガラス	4/19

- ※ 環境省では野鳥監視重点区域を指定後、当該死亡野鳥等の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に解除するとしております。

なお、区域の一部が重複する場合は、最後に指定された区域の解除日に合わせて解除されます。

<道の今後の対応>

- 国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル2」(3段階中の2番目のレベル)とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。

<本件に関する問い合わせ先>

環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(担当者:車田)

TEL:011-231-4111(内線24-384)ダイヤルイン:011-204-5205